

1. 件名：「日本原燃(株)の再処理施設、MOX施設、濃縮施設、廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設における保安規定(変更)認可申請に関するヒアリング」

2. 日時：令和2年7月31日(金)13時15分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、菅生主任安全審査官、古田安全審査専門職、二平係員

核燃料施設等監視部門

熊谷統括監視指導官、青山上席監視指導官

日本原燃(株)

溝部 執行役員 再処理事業部 副事業部長 他15名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、令和2年7月27日の第364回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合()において原子力規制庁(以下「規制庁」という。)より指摘を行った事項への対応状況について、当日提出資料に基づき説明を受け、規制庁から、以下の点について説明するよう求めた。

- ・廃棄物埋設施設の施設管理について、廃棄物埋設施設確認に関連して行う事業者の活動内容の保安規定での取扱いを整理すること。
- ・保全活動管理指標については、設計及び工事の段階も含め、施設の状態に応じて適宜設定して評価改善につなげるものであり、再処理事業では既にせん断を行っていることなどを踏まえて運用の考え方を再整理すること。
- ・長期施設管理方針について、具体的な評価内容を保全の実施内容とともに整理すること。また、実用発電用原子炉における長期施設管理方針との対応関係を整理すること。
- ・構成管理の実施について、要素間の均衡を維持するための体制の考え方を整理すること。
- ・MOX施設における段階的な申請について、今回の申請では定められ

ない事項及びその理由を整理すること。また「施設の使用を開始する前まで」としている記載については「核燃料物質の搬入前まで」とするなど、条文の必要性に合わせて文言を見直すこと。

- ・放射線環境モニタリングについては、各事業で必要となる測定項目等の考え方を整理すること。

(2) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料「再処理施設、廃棄物管理施設、加工施設（濃縮）、廃棄物埋設施設、加工施設（MOX）保安規定（変更）認可申請書審査資料（コメント回答）」

参考

第364回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合（令和2年7月27日）

https://www2.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/tekigousei/nuclear_facilities/20200727.html